

第135回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月24日（水曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 当行本店3階大会議室
群馬県前橋市元総社町194番地

目次

ごあいさつ	1
■ 第135回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	16
第4号議案 取締役に対して付与済みの株式報酬型 ストックオプションとしての新株予約 権（未行使分）を譲渡制限付株式へ移 行する措置に係る報酬決定の件	20
添付書類	
■ 第135期事業報告	28
■ 計算書類	48
■ 連結計算書類	50
■ 監査報告書	52

<新型コロナウイルス感染拡大防止についてのお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、皆さまの安全・安心を最優先に株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。議決権の行使につきましては、郵送またはインターネット（パソコンやスマートフォンなどのご利用）によりまして事前ご行使いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置をとらせていただきますので、ご協力くださいませう重ねてお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から群馬銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当行は、1932年設立以来、さまざまな社会・経済の変遷のなかで、地域のリーディングバンクとして地域社会の発展を常に考えて行動するとともに、経営体質の強化に努め、今日の基盤を築いてまいりました。これもひとえに株主の皆さまの温かいご理解、ご支援の賜と深く感謝しております。

当行では2019年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする『2019年中期経営計画「Innovation 新次元」～価値実現へ向けて～』の2年目を迎え、「金融サービスの革新により、お客さまニーズに応え、価値を実現する地域金融グループ」をめざし、諸施策を展開しております。

第135回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。



2020年6月

代表取締役頭取

深井 彰彦

証券コード8334
2020年6月2日

株主各位

群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社 群馬銀行

代表取締役頭取 深井彰彦

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第135回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

■インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト [<https://www.e-sokai.jp>] にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2020年6月24日（水曜日）午前10時
- 2. 場 所** 群馬県前橋市元総社町194番地
当行本店3階大会議室
- 3. 目的事項**
 - 報告事項**
 - 第135期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 - 第135期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対して付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（未行使分）を譲渡制限付株式へ移行する措置に係る報酬決定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.gunmabank.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。
- (3) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.gunmabank.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎ 当日当行では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月24日(水曜日)
午前10時 受付開始：午前9時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。なお同封の「個人情報保護シール」をご利用ください。

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



当行指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイト
<https://www.e-sokai.jp>

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

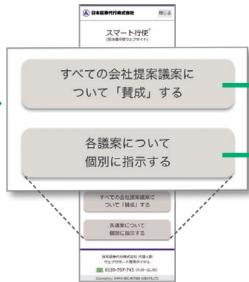
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

STEP 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

STEP 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

※上記画像はイメージです。実際の画面とは異なります。

STEP 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。



STEP 2

インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、「次へ
すすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック「パスワード」
を入力し、「次へ」をクリック



〔ご注意事項〕

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ先



インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては
右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の株主還元につきましては、財務体質の強化に努めるとともに安定的な配当を継続する基本方針の下、業績連動型の株主還元を実施することとしております。なお、配当と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、当面、単体当期純利益に対して40%を目安としております。

当期の剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期の年間配当総額と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、単体の当期純利益に対して47.2%となります。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当行普通株式1株につき 金7円 配当総額 2,936,586,618円 (なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしますので、当期の年間配当金は1株につき13円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月25日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	12,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	12,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者9名につき男性8名、女性1名の構成となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番号		氏 名				現在の当行に おける地位	取締役会 出席状況
1	再任	さい 齋	とう 藤	かず 一	お 雄	取締役会長	13回中13回出席 (100%)
2	再任	ふか 深	い 井	あき 彰	ひこ 彦	取締役頭取	13回中13回出席 (100%)
3	再任	ほり 堀	え 江	のぶ 信	ゆき 之	取締役副頭取	13回中13回出席 (100%)
4	再任	ゆ 湯	あさ 浅	ゆき 幸	お 男	常務取締役	13回中13回出席 (100%)
5	再任	いの 井	うえ 上		さとし 聰	常務取締役	13回中13回出席 (100%)
6	再任	いり 入	さわ 澤	ひろ 広	ゆき 之	常務取締役	13回中13回出席 (100%)
7	再任	む 武	とう 藤	えい 英	じ 二	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 13回中13回出席 (100%)
8	再任	こん 近	どう 藤		じゅん 潤	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 13回中13回出席 (100%)
9	新任	にし 西	かわ 川	く 久	にこ 仁子	社外取締役候補者 独立役員	—

候補者番号

1

さいとう
齋藤

かずお
一雄

●生年月日 1949年1月12日

再任



●所有する当行の株式の数
68,510株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月 当行入行
1995年 6月 当行太田西支店長
1998年 4月 当行総合企画部副部長
2001年 6月 当行秘書室長
2003年 6月 当行東京支店長
2004年 6月 当行執行役員審査部長
2005年 6月 当行取締役兼執行役員審査部長
2006年 6月 当行常務取締役審査部長
2006年 7月 当行常務取締役審査部長
秘書室担当
2007年 6月 当行常務取締役
リスク統括部、秘書室担当
2009年 6月 当行専務取締役
総合企画部、人事部、秘書室担当
2011年 6月 当行代表取締役頭取
全般及び監査部担当
2015年 6月 当行代表取締役頭取
全般
2019年 6月 当行代表取締役会長
全般及び監査部担当（現在）

取締役候補者とする理由

審査部門、企画部門のほか、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2005年6月から取締役を、2011年6月から代表取締役頭取を、2019年6月からは代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

ふかい
深井あきひこ
彰彦

●生年月日 1960年11月3日

再任



●所有する当行の株式の数
46,184株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当行入行
 2003年 6月 当行大阪支店長
 2005年 6月 当行桐生支店長
 2007年 6月 当行太田支店長
 2009年 6月 当行リスク統括部長
 2011年 6月 当行総合企画部長
 2013年 6月 当行取締役総合企画部長
 2014年 6月 当行常務取締役営業統括部長
 2015年 6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、
東京事務所担当
 2016年 6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、
東京事務所、秘書室担当
 2017年 6月 当行専務取締役 総合企画部、システム部、
東京事務所、秘書室担当
 2017年10月 当行専務取締役 総合企画部、システム部、
秘書室担当
 2018年 6月 当行専務取締役 総合企画部、人事部、
秘書室担当
 2019年 6月 当行代表取締役頭取
全般（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門、システム部門のほか、営業部門、リスク管理部門、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2013年6月から取締役を、2019年6月からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

ほりえ のぶゆき
堀江 信之

●生年月日 1956年1月10日

再任



●所有する当行の株式の数
39,303株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当行入行
 2000年 2月 当行深谷上柴支店長
 2002年 3月 当行人事部主任人事役
 2004年 6月 当行人事部副部長
 2005年 6月 当行熊谷支店長
 2007年 6月 当行法人部長
 2009年 6月 当行執行役員宇都宮支店長
 2011年 6月 当行執行役員人事部長
 2012年 6月 当行取締役兼執行役員人事部長
 2013年 6月 当行取締役人事部長
 2014年 6月 当行常務取締役コンプライアンス部長
 2015年 6月 当行常務取締役 リスク統括部、
 コンプライアンス部、総務部担当
 2016年 6月 当行常務取締役 人事部、リスク統括部担当
 2017年 6月 当行専務取締役 営業統括部、ローン営業部、
 コンサルティング営業部担当
 2017年10月 当行専務取締役 営業統括部、ローン営業部、
 コンサルティング営業部、資産形成サポート部担当
 2019年 6月 当行取締役副頭取 人事部、リスク統括部、
 秘書室担当（現在）

取締役候補者とする理由

人事部門のほか、営業部門、コンプライアンス部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

4

ゆ あ さ
湯浅

ゆ さ お
幸男

●生年月日 1959年8月9日

再任



- 所有する当行の株式の数
54,611株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当行入行
 2002年10月 当行吹上支店長
 2005年 8月 当行人事部主任人事役
 2006年 7月 当行営業統括部主任推進役
 2008年 6月 当行営業統括部副部長兼営業戦略室長
 2009年 6月 当行大宮支店長
 2011年 6月 当行個人金融資産部長
 2012年10月 当行個人部長
 2014年 6月 当行執行役員人事部長
 2016年 6月 当行執行役員待遇 出向
 ぐんぎん証券株式会社代表取締役社長
 2017年 6月 当行常務執行役員待遇 出向
 ぐんぎん証券株式会社代表取締役社長
 2019年 6月 当行常務取締役 審査部、事務統括部、
 事務集中部担当（現在）

取締役候補者とする理由

人事部門、営業部門のほか、当行グループ会社ぐんぎん証券株式会社代表取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

いのうえ
井上

さとし
聰

●生年月日 1960年4月2日

再任



●所有する当行の株式の数
50,472株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当行入行
 2003年 2月 当行中泉支店長
 2005年 6月 当行武蔵浦和支店長
 2007年 4月 当行東京支店副支店長
 2010年 2月 当行富岡支店長
 2011年 6月 当行法人部長
 2014年 6月 当行執行役員高崎支店長
 2017年 6月 当行常務執行役員営業統括部長
 2019年 6月 当行常務取締役 営業統括部、ローン営業部、
 コンサルティング営業部、資産形成サポート部担当（現在）
 2019年 9月 当行常務取締役 営業統括部長委嘱（現在）

取締役候補者とする理由

営業統括部長として当行の営業部門の責任者を、また高崎ブロック、西毛ブロックの責任者を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

6

いりさわ ひろゆき
入澤 広之

●生年月日 1960年6月26日

再任



- 所有する当行の株式の数
43,669株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当行入行
 2003年10月 当行高崎支店統括次長
 2005年 6月 当行所沢法人営業所（出張所）開設準備委員長
 2006年10月 当行所沢支店長
 2006年12月 当行審査部主任審査役
 2009年 6月 当行審査部審査業務室長
 2011年 6月 当行熊谷支店長
 2014年 6月 当行総務部長
 2016年 6月 当行執行役員総合企画部長
 2018年 6月 当行常務執行役員総合企画部長
 2019年 6月 当行常務取締役 総合企画部、総務部、
 システム部担当（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門のほか、審査部門、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

7

むとう
武藤

えいじ
英二

●生年月日 1949年1月2日

社外取締役
候補者

独立
役員

再任



●所有する当行の株式の数
7,500株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 7月 日本銀行入行
 1993年 5月 日本銀行下関支店長
 1998年 9月 日本銀行考査局長
 2000年 5月 日本銀行名古屋支店長
 2002年 2月 日本銀行理事
 2006年 6月 株式会社N T T データ経営研究所取締役会長
 2007年 5月 株式会社高島屋社外監査役（現在）
 2010年 6月 みずほ信託銀行株式会社社外取締役
 2010年11月 一般財団法人民間都市開発推進機構理事長
 2015年 6月 当行取締役（現在）

社外取締役候補者とする理由等

日本銀行の考査局長、理事等を務めるなど、金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しております。また、2015年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

こんどう
近藤

じゅん
潤

●生年月日 1950年7月20日

社外取締役
候補者

独立
役員

再任



●所有する当行の株式の数
17,200株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 株式会社SUBARU（当時の商号：富士重工業株式会社）入社
 2003年 6月 同社執行役員スバル製造本部長兼群馬製作所長
 2004年 5月 同社執行役員スバル原価企画管理本部長兼コスト企画部長
 2004年 6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長
 2006年 6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長兼
 スバル購買本部副本部長
 2007年 4月 同社常務執行役員戦略本部長兼スバル原価企画管理本部長
 2008年 6月 同社取締役兼専務執行役員戦略本部長
 2009年 4月 同社取締役兼専務執行役員
 2010年 6月 群馬テレビ株式会社社外取締役
 2011年 6月 株式会社SUBARU代表取締役副社長
 2016年 6月 当行取締役（現在）
 2017年 6月 株式会社SUBARU取締役会長

社外取締役候補者とする理由等

株式会社SUBARUの取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。また、2016年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

9

にしかわ くにこ
西川 久仁子 ●生年月日 1962年7月9日

社外取締役
候補者

独立
役員

新任



●所有する当行の株式の数
一株

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 シティバンク,N.A.入社
1996年 2月 A.T.カーニー株式会社入社
2000年 9月 株式会社スーパーナース代表取締役社長
2010年 8月 株式会社ファーストスター・ヘルスケア代表取締役社長（現在）
2013年 4月 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
2013年 6月 株式会社ベネッセMCM代表取締役社長
2015年 6月 オムロン株式会社社外取締役（現在）
2017年 5月 株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役社長
2018年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役（現在）

社外取締役候補者とする理由等

外資系金融機関勤務、外資系コンサルティング会社勤務、人材派遣・紹介会社代表取締役を経て2010年8月に株式会社ファーストスター・ヘルスケアを設立、現在も代表取締役を務めているほか、複数の企業の代表取締役や社外役員としての経験を有するなど、企業経営について豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出る予定です。

(注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2. 武藤英二氏、近藤潤氏及び西川久仁子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当行は、株式会社SUBARUと通常の営業取引を行っております。なお、近藤潤氏は、2018年6月に株式会社SUBARUの取締役を退任しております。

4. 近藤潤氏が2018年6月まで取締役を務めた株式会社SUBARUにおいて、2017年10月に発覚した「完成検査に係る不適切な取り扱い」に関し、国土交通省から業務改善指示書を受領し、調査結果を同年12月に国土交通省に提出しました。また、調査過程で発覚した「燃費・排出ガス測定データの不正な書き換え」についても、2018年4月に国土交通省に報告しました。

5. 西川久仁子氏は、2020年6月にオムロン株式会社社外取締役を退任予定です。

6. 責任限定契約について

当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は武藤英二氏及び近藤潤氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された後は、当行は両氏との当該契約を継続する予定であります。また、西川久仁子氏が選任された後は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

7. 当行における社外役員の独立性判断基準は、19ページに記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役中村修輔、田中誠の2名が任期満了となり、また、監査役小林洋右氏が2020年1月4日に逝去し、同日をもって監査役を退任されましたので、新たに監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

こいたばし
小板橋

しんや
信也

●生年月日 1961年3月28日

新任



●所有する当行の株式の数
19,473株

略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当行入行
2007年 8月 当行監査部主任検査役
2008年 6月 当行県庁支店副支店長
2010年 2月 当行個人金融資産部副部長
2012年 6月 当行県庁支店長
2014年 6月 当行法人部長
2016年 6月 当行総務部長
2017年 6月 当行執行役員総務部長
2019年 6月 当行常務執行役員総務部長（現在）

監査役候補者とする理由

総務部門のほか、監査部門、営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し、新任の監査役候補者としてしました。

候補者番号

2

た な か
田中

まこと
誠

●生年月日 1955年2月12日

社外監査役
候補者

独立
役員

再任



●所有する当行の株式の数
800株

略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
1993年 8月 公認会計士登録
公認会計士田中誠事務所開設
1993年11月 税理士登録
1998年 3月 翠戀公認会計士共同事務所開設
代表公認会計士
2002年 9月 税理士法人田中会計（現タクス税理士法人）設立
代表社員税理士（現在）
2007年 4月 群馬県包括外部監査人
2010年 7月 日本公認会計士協会東京会幹事
2010年11月 渋川商工会議所副会頭（現在）
2016年 3月 翠星監査法人設立 代表社員（現在）
2016年 6月 当行監査役（現在）
ホーチキ株式会社社外監査役（現在）

社外監査役候補者とする理由等

過去に直接企業の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験を有し、渋川商工会議所副会頭を務められるなど、幅広い知見を有しております。2016年から当行社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し社外監査役候補者となりました。当行社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

3

かみ や やす お
神谷 保夫

●生年月日 1950年6月1日

社外監査役
候補者

独立
役員

新任



- 所有する当行の株式の数
一株

略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 弁護士登録（群馬弁護士会）
- 1983年 4月 神谷法律事務所（現りょうもう法律事務所）設立（現在）
- 2003年10月 厚生労働省群馬紛争調整委員
- 2008年 4月 群馬弁護士会会長
日本弁護士連合会常務理事
関東弁護士会連合会常務理事
- 2009年11月 群馬県公害審査会委員（現在）
- 2012年 7月 群馬県公安委員会委員
- 2014年 7月 群馬県公安委員会委員長
- 2018年11月 群馬県公害審査会会長（現在）

社外監査役候補者とする理由等

過去に直接企業の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験を有し、群馬弁護士会会長や群馬県公安委員会委員長を務めるなど、幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し、社外監査役候補者となりました。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出る予定です。

(注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2. 田中誠氏及び神谷保夫氏は、社外監査役候補者であります。

3. 責任限定契約について

当行は、社外監査役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は田中誠氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された後は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、神谷保夫氏が選任された後は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

4. 当行における社外役員の独立性判断基準は、19ページに記載しております。

(ご参考)

当行における社外役員の独立性判断基準は、下欄に記載しております。

<独立性判断基準の概要>

○当行における社外取締役または社外監査役候補者は、以下のいずれの要件にも該当しない場合に当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合には業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注1）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (4) 最近（注2）において、上記（1）（2）（3）に該当していた者。
- (5) 次のAからDまでのいずれかに掲げる者（重要（注3）でない者を除く）の近親者（注4）。
 - A. 上記（1）から（4）に掲げる者
 - B. 当行の子会社の業務執行者
 - C. 当行の子会社の業務執行者でない取締役
 - D. 最近において、B、Cまたは当行の業務執行者に該当していた者

（注1）多額…過去3年平均で1,000万円以上の金額をいう。

（注2）最近…実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定した時点などをいう。

（注3）重要…業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士の資格を有する者をいう。

（注4）近親者…二親等以内の親族をいう。

第4号議案 取締役に対して付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（未行使分）を譲渡制限付株式へ移行する措置に係る報酬決定の件

本議案の背景および趣旨について

当行は、2019年6月25日開催の第134回定時株主総会においてご承認いただき、当行の社外取締役を除く取締役に対する株式報酬について、当行の株式価値や業績との連動性を強化する変更を行い、以下のとおり、従来の株式報酬型ストックオプション報酬制度に代えて、新たに「譲渡制限付株式報酬」および「業績連動型株式報酬」制度を導入いたしました。

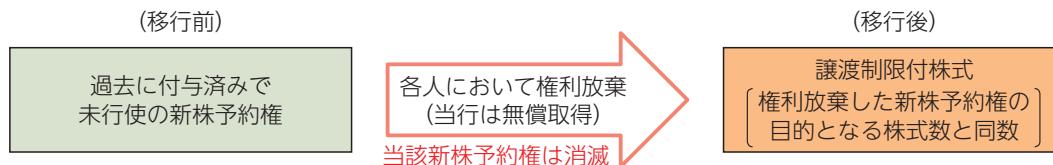
【取締役に対する報酬制度のイメージ】

	(現金報酬)	(株式報酬)
2019年6月 導入前	月額報酬及び賞与 年額360百万円以内	株式報酬型ストックオプション 年額120百万円以内
2019年6月 導入後	月額報酬及び賞与 年額360百万円以内	譲渡制限付株式報酬 業績連動型株式報酬 年額120百万円以内

※株式報酬は、社外取締役を除く取締役を支給対象としております。

昨年（2019年6月）の導入時に、株式報酬型ストックオプション報酬枠を既に付与済みのものを除き廃止することとしたため、導入前から在任する取締役においては、株式報酬型ストックオプションとしての未行使の新株予約権を現在保有しております。本議案は、本定時株主総会にて再任され引き続き在任する取締役各人において、当該新株予約権を権利放棄し、当行が無償取得するかわりに、当該新株予約権の目的となる株式数と同数の譲渡制限付株式を各人に交付することについてお諮りするものです。

【第2号議案にて再任され引き続き在任する取締役（社外取締役を除く）における移行措置のイメージ】



当該新株予約権は行使されず、かつ消滅することとなります。

この移行措置は、株式報酬制度を一体的かつ効率的に管理・運営することに寄与することに加え、株主の皆さまと同じ目線で経営することに資する取扱いであり、株主の皆さまの中長期的な利益に適うものと考えております。そして、過年度において株式報酬として既に付与済みのものを切り替える措置であり、各人に対して新たな報酬を付加するものではありません。

当行の取締役の報酬等の額は、2012年6月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役に対する賞与相当額も含めた報酬額（以下「現金報酬枠」という。）を年額360百万円以内、また2019年6月25日開催の第134回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する「譲渡制限付株式報酬」および「業績連動型株式報酬」制度（以下「本制度」と総称する。）を合わせた報酬額（以下「株式報酬枠」という。）を年額120百万円以内とすることをご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の一部見直しとして、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第2号議案「取締役9名選任の件」にて再任され引き続き在任する対象取締役（以下「再任取締役」という。）について、「過年度の株式報酬型ストックオプション報酬制度にて付与済みで、再任取締役が有する未行使の新株予約権を各人において権利放棄し、当行が無償で取得するかわりに、当該未行使の新株予約権の目的となる株式の数と同数の譲渡制限付株式を割り当てること（以下「本移行措置」という。）」にいたしたいと存じます。

本移行措置は、過年度において再任取締役に対して既に付与済みの新株予約権を本制度に基づく譲渡制限付株式報酬に切り替えるものであり、新たな報酬を付加するものではありませんが、譲渡制限付株式報酬の交付に際しては、再任取締役に対して金銭報酬債権を支給した上で当該債権の現物出資を受けることとなります。

そこで、本議案に基づき、再任取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、各人が有する未行使の新株予約権の目的となる株式の数を踏まえ相当と考えられる金額として、金額240百万円以内といたします。また、各再任取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

当該報酬枠の設定は、既存の現金報酬枠ならびに株式報酬枠とは別枠で、第136期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで。以下「本事業年度」という。）限りのものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は9名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は6名と

なります。当該6名は再任取締役となり、このうち、過年度の株式報酬型ストックオプション報酬制度にて付与済みで、未行使の新株予約権を実際に有する者は3名となります。当該3名が有する新株予約権は行使されず、かつ消滅することとなります。

本定時株主総会終結の時をもって当行の取締役の地位を退任する者は、過年度の割当時に締結済みの新株予約権割当契約に基づき、新株予約権を行使することとなります。

=====
以下、本移行措置の内容について記載しております。

本移行措置の内容

再任取締役は、本移行措置に基づいて、取締役会決議により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について処分を受けるものとし、これにより処分をされる当行の普通株式の総数は合計440,300株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当行普通株式の株式分割等、本移行措置に基づき処分をされる株式総数の調整が必要となった場合は、株式の分割比率等に沿って、当該総数を調整いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は上記取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当行普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける再任取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

本移行措置に基づいて割り当てる譲渡制限付株式の概要

本事業年度において、再任取締役に当行の普通株式を処分し、下記①に定める譲渡制限期間にわたり、その保有を義務付けるものです。そのため、当行と再任取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

①譲渡制限期間

再任取締役は、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除

当行は、再任取締役が継続して当行の取締役の地位にあったことを条件として、原則、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該再任取締役が任期満了時に再任されない場合、または当該再任取締役が死亡その他正当な理由により、任期が満了する前に当行の取締役の地位を退任した場合、本割当株式の全部について、原則、退任時に譲渡制限を解除する。

③組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約等、一定の組織再編成が当行の株主総会または当行の取締役会で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、割当を受けた日から当該組織再編等の承認の日までの期間に応じた数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

④その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当行の執行役員に対しても、本移行措置と同様の取扱いについて、取締役会の決議により本事業年度において実施する予定であります。

以 上

(ご参考)

当行は、「役員報酬基本方針」を以下のとおり定めております。

役員報酬基本方針

当行は役員報酬基本方針（以下「本方針」という）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って、取締役報酬および監査役報酬に関する事項を決定する。

1. 取締役報酬制度における基本的な考え方

- 当行の経営方針の実現に資する取締役報酬制度とするべく、コーポレートガバナンス・コードの諸原則に基づき、取締役報酬制度における基本的な考え方を以下のとおり定める。
 - ・当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるものであること
 - ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
 - ・業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能するものであること
 - ・不適切なリスクテイクに傾斜することのないものであること
 - ・優秀な経営人材を登用または確保できるものであること
 - ・取締役は一義的に当行全体の業績に責任を負う立場であることから、インセンティブ報酬を支給する際の個人別評価は、主管業務の業績よりも当行全体の業績への貢献に重きを置くものであること
 - ・客観性および透明性のある決定プロセスによるものであること

2. 報酬等の決定に関するガバナンス

- 以下の事項について、別に定める報酬諮問委員会規程に基づき、委員3名以上、かつ委員の半数以上を独立社外取締役により構成する報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、取締役会が報酬諮問委員会からの助言・提言を踏まえて決定する。
 - ・取締役報酬および監査役報酬に関する株主総会議案
 - ・取締役報酬に関する方針（本方針を含む）
 - ・取締役報酬に関する制度（個人別の報酬内容を含む）
 - ・上記各事項を審議するために必要な方針等、各事項に関して報酬諮問委員会が必要と認めた事項
- 監査役報酬は、監査役の協議によって決定する。

3. 報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

【報酬構成の概要】

報酬の特徴	基本報酬	変動報酬		
		短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬	
現金／株式	現金報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	短期業績連動	業績非連動	中長期業績連動
報酬の名称	月額報酬	賞与	譲渡制限付株式	パフォーマンス・シェア

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績等によって変動する「変動報酬」により構成する。
- 「変動報酬」は、事業年度ごとの業績に基づく短期インセンティブ報酬としての「賞与」と、中長期的かつ持続的な企業価値向上につなげる中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」により構成する。
- 「株式報酬」はさらに、一定期間継続して当行の取締役を務めることを条件とする事前交付型の「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え予め定めた業績等評価指標の達成状況を条件とする事後交付型の業績連動型株式報酬である「パフォーマンス・シェア」により構成する。
- 各人の報酬構成割合は、報酬の絶対額等も勘案し、目指す水準を「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝3：1：1」とする。

(2) 社外取締役および監査役

- 社外取締役および監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性を考慮し、基本報酬のみにより構成する。

4. 報酬水準

- 当行の業績の状況をはじめ、当行を取り巻く環境や社会経済情勢、業界動向等を踏まえ、当行として適切な水準を決定する。
- また、地域のリーディングカンパニーとして、地域企業の経営者報酬と比較して相応のクラスに位置する水準であるよう意識するとともに、外部調査機関による調査（いわゆる役員報酬サーベイ等）へ定期的に参加することにより、当該調査データを参考に決定する。

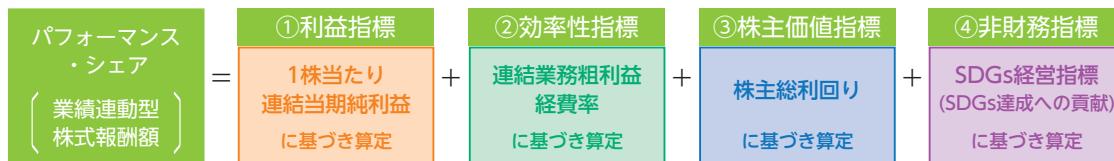
5. 業績連動報酬

(1) 賞与

- 短期インセンティブ報酬という性質上、毎事業年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的に、評価指標として連結当期純利益を採用し、業績連動部分は連結当期純利益の達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。

(2) パフォーマンス・シェア

○中長期インセンティブ報酬という性質上、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、評価指標として以下の4指標を採用し、達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。



○原則毎事業年度、上記報酬額に相当する当行普通株式を業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて合理的に調整のうえ交付する。

n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
業績	評価	期間	株式 交付		
	業績	評価	期間	株式 交付	● ● ● ●
		業績	評価	期間	株式 交付

【パフォーマンス・シェアにおける報酬額算定で用いる評価指標の選定理由等】

評価指標	選定理由等
1株当たり連結 当期純利益 (連結EPS)	1株当たり当期純利益（EPS / Earnings Per Share）は、1株に対して当期純利益がいくらあるかという収益性を示す利益指標である。 当行は、パフォーマンス・シェアを中長期インセンティブ報酬の一つと位置付けており、その性質上、中長期における「結果」を反映した報酬であるべきとの認識の下、当該「結果」を測る指標として、第一に利益指標を挙げる。 その上で、単に連結当期純利益を用いるのではなく、株主から重要視される連結EPSがどれくらい成長したかを評価指標として採用する。

評価指標	選定理由等
連結業務粗利益 経費率 (連結OHR)	業務粗利益経費率（OHR / Over Head Ratio）は、業務粗利益に対する営業経費の割合であり、この割合が低いほど、より少ない営業経費で、より多くの業務粗利益を上げていることを示す効率性指標である。 企業の生産性や効率性の向上は、特にわが国においては社会的要請となっており、加えて、当行が属する銀行セクターにおいては、経費削減への取組みを注視されている状況にあることを踏まえ、中期経営計画の計数目標にも掲げている連結OHRを評価指標として採用する。
株主総利回り (TSR)	株主総利回り（TSR / Total Shareholders Return）は、期初に株式を購入した株主が、期初株価に対しどれだけの配当とキャピタルゲイン（評価損益）を得られたかを示す、株主にとっての投資の収益性を示す指標である。 こうした株主価値指標を評価指標として採用することは「株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める」という本制度の導入趣旨に沿うものと考えられる。
SDGs経営指標 (当行としての SDGs達成への 貢献を測る指標)	当行グループは、「群馬銀行グループSDGs宣言」に基づき、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、持続的な社会の実現と経済的価値の創造に努めている。 国連が採択したSDGs17目標のうち、当宣言において当行が特に貢献可能であると定めた7目標に関連した経営指標のなかから評価指標として採用する。

6. 株式報酬の返還・消滅条項に関する考え方

- 過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、過度なインセンティブが要因となりえる会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、一定の事由が生じた場合に株式報酬の全額または一部を返還・消滅させる条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を設定する。

7. 自社株保有に関する考え方

- 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、社外取締役を除く取締役を対象に、株式報酬を導入するとともに、別に定める「自社株保有ガイドライン」により、各人が役位に応じて一定量以上の当行普通株式を保有することを奨励する。

8. 開示方針

- 本方針について、以下の開示資料や媒体を通じてステークホルダーに適切に開示する。
(有価証券報告書、株主総会参考書類、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、ホームページ など)

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果等

(主要な事業内容)

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期のわが国の経済は、米中貿易摩擦などによる海外経済の減速を受け、輸出や生産で弱い動きがみられたものの、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費や設備投資を中心に、上半期は緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、昨年10月の消費税率引き上げや大型台風の影響によって弱さがみられるようになり、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、期末にかけ大幅に下押しされ、急速に厳しい状況へと一変いたしました。

また、金融面では、日本銀行による金融緩和政策（イールドカーブ・コントロール）の継続により、長期金利の指標である新発10年国債利回りはゼロ%程度で推移し、市場金利はきわめて低い水準が続きました。

こうした環境下において、県内経済は、上半期については緩やかな回復基調が続いたものの、消費税率引き上げ後、回復に一服感が出ました。期末にかけては、感染症の影響が観光・レジャーなどのサービス産業や製造業における部品調達等にみられるようになりました。世界経済の先行きは、感染症の影響により厳しい状況が続くと見込まれ、県内経済においても一段と不透明さが増すなかで当期を終えることとなりました。

(事業の経過及び成果等)

こうした金融経済環境のなか、当行は、2019年4月に新しい中期経営計画「Innovation 新次元～価値実現へ向けて～」をスタートさせました。これまで取り組んできた「価値ある提案」を礎に、その提案価値を実現することに主眼を置き、「金融サービスの革新により、お客さまニーズに応え、価値を実現する地域金融グループ」を目指し諸施策を展開してまいりました。

■損益状況

損益状況につきましては、営業経費の削減に努めたことや与信費用の減少などがありました。有価証券利息配当金や株式等関係損益の減少などにより、経常利益は前年度比65億96百万円減少し253億86百万円、当期純利益は前年度比30億53百万円減少し179億18百万円となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比10億40百万円減少し222億80百万円となりました。

当期純利益の推移

(単位：億円)



(注) 連結は親会社株主に帰属する当期純利益

■預金

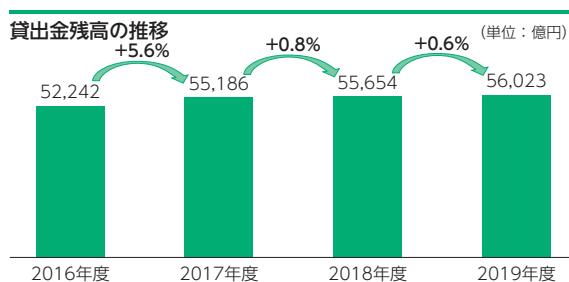
預金につきましては、前年度末比3.5%増加と安定的に推移し期末残高は7兆501億円となりました。

個人預金は前年度末比2.4%増加し5兆526億円、法人等預金は同6.3%増加し1兆9,974億円となりました。



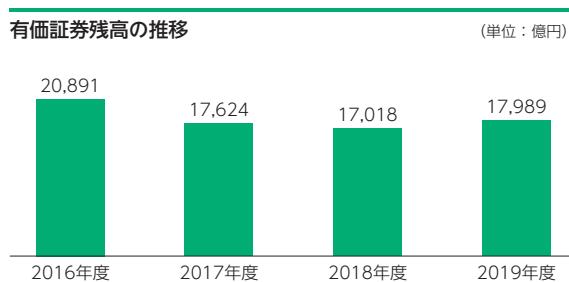
■貸出金

貸出金につきましては、中小企業貸出や個人貸出が増加し、期末残高は5兆6,023億円となりました。



■有価証券

有価証券につきましては、金利水準など国内外の市場動向を注視しつつ適切な運用に努めた結果、前年度末比970億円増加し1兆7,989億円となりました。



(2019年度の取組み)

「地域産業の育成・活性化と事業承継に向けた網羅的な取組み」

創業支援や事業承継支援等、地域経済の活性化に向けた企業サポートの充実を図るとともに、地方公共団体との連携協定に基づく地方創生に向けた取組みを強化しました。

- ・2019年4月 鴻巣市と「地方創生に係る包括連携協定」を締結
- ・2019年10月 第7回「ぐんぎんビジネスサポート大賞」を実施
- ・2019年10月 太田市と地方創生についての「連携に関する包括協定」を締結
- ・2020年3月 桐生支店の建替え・ブランドオープンに合わせ敷地内に桐生市^(※)観光情報センター（シルクル桐生）開設
※桐生市と当行は「包括的連携・協力に関する協定」を締結
- ・2020年3月 群馬県、当行、東和銀行による「ぐんまの未来共創宣言」発表

「的確なコンサルティングによるお客さまの成長支援」

事業性評価に基づく最適なソリューションの提供に努めるとともに、お客さまの多様なニーズに応えるため、新たに人材紹介業務に参入しました。ビジネスマッチングや海外展開支援、各種セミナー等による本業支援に取り組んだほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う急速な経済環境の変化を受け、全店への相談窓口設置などにより、お客さまサポートに全行を挙げて取り組んでいます。

- ・2019年8月 「ぐんぎんビジネスマッチングシステム」の運用開始
- ・2020年1月 人材紹介業務（有料職業紹介事業）を開始
- ・2020年2月 新型コロナウイルスに関する資金繰り相談窓口を全営業店に設置
- ・2020年3月 高崎、桐生、しのめ信用金庫と「M&Aに係る業務提携契約」を締結
- ・主なセミナー 事業承継「個別相談会」、補助金活用セミナー、確定拠出年金活用セミナー、越境ECセミナー、海外展開支援セミナー等
- ・主な商談会 群馬銀行オープンイノベーションセミナー&個別商談会、ホーチミン企業交流会、ぐんぎん新現役交流会、FBCホーチミン2019ものづくり商談会等

「お客さま接点拡充のためのチャネル改革」

お客さまの安定的な資産形成や相続などに関する幅広いニーズに応じた提案に努めるとともに、休日に営業するローンや資産運用などの相談拠点や、ショッピングモール内への相談ブースを新たに設け、お客さまのライフスタイルやニーズに対応した対面チャネルの充実に取り組みました。また、群馬銀行アプリの機能拡充やダイレクトセンターに土・日曜日も対応する専用デスクを設置するなど非対面チャネルの拡充にも取り組みました。

- ・2019年6月 けやきウォーク前橋内に「個人相談ブース“Connect”」を開設
- ・2019年6月 群馬銀行アプリへの来店予約サービスやライフシミュレーション機能の付加
- ・2019年7月 移動店舗車「この街で」導入
- ・2019年7月 ダイレクトセンター内に投資信託およびローン商品にかかる専用デスクを設置
- ・2019年10月 「個人相談プラザ高崎」「個人相談プラザEAST」を開設

「新たなデジタル技術を活用した業務革新」

2018年5月に地方銀行7行で締結した連携協定「フィンクロス・パートナーシップ^(※)」により、新たなシステムの開発や導入を共同して進め、デジタル技術を活用した業務革新に取り組んできました。

また、フィンテックベンチャー企業等との連携や協業を進めることで先進技術の導入によるお客さまへのサービス向上に努めました。

※2019年9月に新たにきらぼし銀行が参加し、地方銀行8行による連携に発展

- ・2019年4月 AIを活用した銀行内デジタル文書検索システムを導入
- ・2019年4月 「給与受取（前払い）サービス」に関するビジネスマッチング契約の締結
- ・2019年5月 スマホ送金アプリ「pring」との口座連携開始
- ・2019年8月 AIを活用した金融商品レコメンドシステムを開発・導入

「グループ総合力発揮による多面的なニーズ対応」

ぐんぎん証券株式会社との銀証連携による証券ビジネスの拡大を図ったほか、ぐんぎんコンサルティング株式会社と連携した専門性の高い高度なソリューションの提供に取り組みました。また、ぐんぎんリース株式会社の連結持分比率を100%に引き上げ、より一層グループ総合力を発揮し、お客さまの多様なニーズにお応えできる態勢をつくりました。

「経営変化へ適応する経営体質の強化」

コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向け、新たな役員報酬制度を導入したほか、地方銀行初となるグリーンボンドの発行など、SDGs達成への貢献や持続可能な社会の実現に向けた取り組みも強化しました。また、マネー・ローndリング等防止態勢の更なる強化やサイバーセキュリティ対策の強化に向けた組織体制の整備に取り組みました。

- ・2019年5月 株主優待制度に寄付コースを導入
- ・2019年6月 譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度を導入
- ・2019年11月 期限前償還条項付無担保社債（グリーンボンド）^(※)を発行
※地方銀行初のグリーンボンド発行であり、以下各賞を受賞
第1回ESGファイナンス・アワード（ボンド部門銅賞）受賞（環境省主催）
第5回サステナブルファイナンス大賞（地域金融賞）受賞（一般社団法人環境金融研究機構主催）
- ・2020年2月 リスク統括部内にシステムリスク管理室を設置

(対処すべき課題)

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、生産活動や設備投資、個人消費などあらゆる面で急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

金融機関を取り巻く環境も、低金利環境の長期化に加え感染症の影響による世界的な金融資本市場の変動などにより、貸出金や有価証券運用利回りの確保も一段と厳しさを増しております。

こうした世界的な経済情勢の急速な変化は、地域経済にも著しい影響を及ぼしており、お客さまの生活や事業の維持に向けて金融仲介機能を十分に発揮し、地域金融機関としての責務を果たしていくことが強く求められています。

当行グループでは、リーマンショック以来となるこうした経済・社会情勢を踏まえ、感染症により影響を受けているお客さまを全力で支援していくことが、対処すべき最優先の課題であると認識しております。

これまでも全店での相談窓口の設置や、ゴールデンウィーク期間中の休日相談窓口開設などを行っておりますが、今後もお客さまに寄り添い、感染症の流行収束後も見据えながらそれぞれの状況や課題に即した金融サービスやソリューションを提供し、地域経済の維持・活性化に向けて取り組んでまいります。

また、緊急事態宣言が全国に発令されたことなども踏まえ、窓口の混雑緩和対策や交替勤務・分散勤務の導入など、お客さまや職員の感染防止や安全確保、業務継続可能な態勢の構築に向けた取組みも更に充実させることで、いかなる局面においても、金融サービスを安定的かつ継続的に提供できる態勢を強化してまいります。

一方で、2年目を迎える中期経営計画「Innovation 新次元」において掲げているプロセス、チャンネル、人材の「3つの改革」や「ビジネスモデルの進化」に向けた取組みも加速・深化させていくことで、収益構造の抜本的な転換と地域のお客さまを支え続けられる強固な経営体質の構築を進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	64,973	66,691	68,084	70,501
定期性預金	21,322	20,803	20,288	19,670
その他	43,650	45,887	47,796	50,830
社債	100	200	300	500
新株予約権付社債	224	212	221	—
貸出金	52,242	55,186	55,654	56,023
個人向け	21,593	22,545	23,056	23,147
中小企業向け	21,276	22,663	23,517	23,883
その他	9,373	9,977	9,080	8,992
商品有価証券	10	3	13	17
有価証券	20,891	17,624	17,018	17,989
国債	4,207	3,519	2,933	3,465
その他	16,683	14,104	14,085	14,524
総資産	79,727	79,874	81,225	84,031
内国為替取扱高	326,355	331,491	338,832	341,324
外国為替取扱高 (百万ドル)	4,811	4,744	5,809	5,551
経常利益 (百万円)	34,522	38,502	31,982	25,386
当期純利益 (百万円)	25,237	26,056	20,972	17,918
1株当たり当期純利益 (円)	57.05	59.96	48.67	42.45
信託財産	—	0	19	48
信託報酬 (百万円)	—	0	20	36

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)

連結業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総資産	79,865	80,047	81,401	84,168
純資産	5,261	5,366	5,319	4,880
経常収益	1,441	1,503	1,487	1,430
経常利益	365	424	357	315
親会社株主に帰属する 当期純利益	263	283	233	222

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,030人	3,072人
平均年齢	40年9月	40年9月
平均勤続年数	17年8月	17年8月
平均給与月額	408千円	411千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

事業報告

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
群馬県	109	(20)	106	(17)
埼玉県	23	(—)	23	(—)
栃木県	10	(1)	10	(1)
東京都	9	(—)	9	(—)
神奈川県	3	(—)	3	(—)
千葉県	1	(—)	1	(—)
長野県	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
国内計	157	(21)	154	(18)
米州	1	(—)	1	(—)
海外計	1	(—)	1	(—)
合計	158	(21)	155	(18)

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	2か所	2か所
店舗外現金自動設備	49,720か所	49,802か所

ロ. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
粕川スマート出張所	群馬県前橋市粕川町西田面216-1
個人相談プラザ高崎	群馬県高崎市田町46（高崎田町支店内）
個人相談プラザEAST	群馬県邑楽郡大泉町いずみ2-2-1（大泉支店内）

(注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を948か所設置・926か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を339か所設置・335か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を558か所設置・667か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を11か所設置・10か所廃止しました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,499
---------	-------

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
群馬中央興業 株式会社	前橋市元総社町 226番地	物品等の輸送、集配お よび現金自動設備の保 守、運行、管理業務	1971年 2月24日	百万円 10	% 100.00	—
ぐんぎん証券 株式会社	前橋市本町二丁目 2番11号	証券業務	2016年 2月12日	3,000	100.00	—
ぐんぎん コンサルティング 株式会社	前橋市元総社町 194番地	コンサルティング業務 ベンチャーキャピタル 業務	2018年 4月18日	100	100.00	—
群馬財務(香港) 有限公司 〔 GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED 〕	香港九龍チムサーチョイ25 カントンロードハーバースティ ゲートウェイタワー1 608号室 〔 Suite 608 Tower 1 The Gateway Harbour City 25 Canton Road Tsim Sha Tsui Kowloon Hong Kong 〕	預金、貸付、外国為 替、資金為替取引、証 券およびその他金融関 連業務	1991年 2月19日	3,202 〔 百万米ドル 30 〕 (注3)	100.00	—
ぐんぎんリース 株式会社	前橋市元総社町 171番地1	リース業務	1973年 10月1日	180	50.00	—
群馬信用保証 株式会社	前橋市元総社町 194番地	保証業務	1983年 9月28日	30	45.45	—

(注) 1. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 群馬財務(香港)有限公司の資本金は、株式取得時の為替相場による円換算額を付しております。

4. 上記6社は、連結対象の子会社および子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は3社であります。

(重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中央金庫を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビニ収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。
4. 群馬県内の金融機関(当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫および農林中央金庫)の提携により、群馬ネット資金センター(略称G-NETセンター)の相互利用による代金回収(G-NET代金回収サービス)の提供を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社常陽銀行、株式会社横浜銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行の各行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
9. 群馬県内5信用金庫(高崎信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫)とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
10. 群馬県内3信用組合(群馬県信用組合、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合)とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
11. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行および株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
齋藤 一雄	取締役会長（代表取締役） 〔監査部および全般〕		
深井 彰彦	取締役頭取（代表取締役） 〔全般〕		
堀江 信之	取締役副頭取 〔人事部、リスク統括部、秘書室〕		
花崎 哲	常務取締役 〔市場金融部、国際営業部〕	群馬財務（香港）有限公司 董事長	
湯浅 幸男	常務取締役 〔審査部、事務統括部、事務集中部〕		
井上 聰	常務取締役 営業統括部長 委嘱 〔営業統括部、ローン営業部、 コンサルティング営業部、資産形成 サポート部〕		
入澤 広之	常務取締役 〔総合企画部、総務部、システム部〕		
武藤 英二	取締役（社外取締役）	株式会社高島屋 社外監査役	
近藤 潤	取締役（社外取締役）		
中村 修輔	常勤監査役		
渡辺 紀幸	常勤監査役		
福島 金夫	監査役（社外監査役）		
田中 誠	監査役（社外監査役）	タクス税理士法人 代表社員 翠星監査法人 代表社員 ホーチキ株式会社 社外監査役	(注) 3

- (注) 1. 取締役武藤英二氏および近藤潤氏並びに監査役福島金夫氏および田中誠氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 2016年6月24日開催の第131回定時株主総会において選任され就任した監査役小林洋右氏は、2020年1月4日逝去により、同日をもって退任しております。
3. 監査役田中誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数（人）	報酬等
取締役	12	335 (115)
監査役	5	58 (—)
計	17	394 (115)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額61百万円および譲渡制限付株式報酬額54百万円を含めており、これらの額を（ ）に内書きしております。
3. 株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額360百万円以内、監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。また、左記とは別枠で、取締役に対する株式報酬の限度額（譲渡制限付株式報酬およびパフォーマンス・シェアを合わせた限度額）は年額120百万円以内かつ年50万株以内であります。なお、当事業年度における会社役員に対する報酬等は、この限度額の範囲内となっております。
4. 取締役の報酬は、報酬諮問委員会規程に基づき委員3名以上かつ委員の半数以上を独立社外取締役により構成する「報酬諮問委員会」が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、取締役会が報酬諮問委員会からの助言・提言を踏まえて決定することとなっております。独立社外取締役が意思決定に適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
武藤 英二	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
近藤 潤	
福島 金夫	
田中 誠	

(注) 退任した監査役小林洋右氏につきましても、退任までの間、責任限定契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
武藤 英二	株式会社高島屋 社外監査役	当行との間で通常の営業取引を行っております。
田中 誠	タクス税理士法人 代表社員 翠星監査法人 代表社員 ホーチキ株式会社 社外監査役	当行との間で通常の営業取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
武藤 英二	4年9ヶ月	当期開催の取締役会13回すべてに出席しております。	金融に関する幅広い経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
近藤 潤	3年9ヶ月	当期開催の取締役会13回すべてに出席しております。	企業経営についての豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
小林 洋右	7年6ヶ月	2020年1月4日逝去により退任するまでに開催された取締役会10回のうち9回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席しております。	会社経営者としての経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
福島 金夫	5年9ヶ月	当期開催の取締役会13回および監査役会15回すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。
田中 誠	3年9ヶ月	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、監査役会15回のうち14回に出席しております。	公認会計士としての豊富な経験および幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 小林洋右氏は、退任時までの主な活動状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	34

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,351,500千株
発行済株式の総数	435,888千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

21,191名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,404 千株	5.34 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	19,998	4.76
群馬銀行従業員持株会	12,633	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	11,815	2.81
明治安田生命保険相互会社	11,056	2.63
住友生命保険相互会社	10,657	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	7,887	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	7,747	1.84
日本生命保険相互会社	7,608	1.81
JP MORGAN CHASE BANK 385151	7,380	1.75

(注) 1. 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(16,375千株)を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人	66	(注) 2、3
指定有限責任社員 岩部俊夫		
指定有限責任社員 川口輝朗		
指定有限責任社員 日下部恵美		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
 当行監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 3. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
 4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、89百万円であります。
 5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 6. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当し、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

ロ. 子会社の会計監査人の状況

当行子会社群馬財務（香港）有限公司の計算書類関係の監査は、アーンスト・アンド・ヤングが行っております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

○業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。
- ② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署をリスク統括部とし、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取締役会に実践状況を報告させる。
- ③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的に開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。
- ⑤ 提供する商品・サービスがマネー・ロンダリングやテロリストへの資金供与に利用され得るという認識の下、これらを防止するための実効的な管理態勢を構築する。
- ⑥ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。
- ⑦ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。
- ② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。
- ② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。
- ③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。
 - ② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。
- (5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的で開催し、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。
 - ② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、社内通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。
 - ③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。
 - ④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、その職務遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を1名以上配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。
 - ② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。
 - ② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。
 - ③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制について、原則として年1回、定期的に確認し、必要に応じて見直しを行っております。2020年4月開催の取締役会において、当事業年度における当該体制の整備・運用状況について年次検証を行いました。

(1) コンプライアンス体制

企業理念に則り、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理」、コンプライアンスの遵守基準である「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定めております。また、コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンス行動計画の策定や達成状況等について協議しております。当事業年度において、消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を踏まえ、「内部通報制度取扱規定」の改定を実施し、内部通報制度の一層の充実を図りました。

また、国際的な犯罪・テロの脅威が増すなか、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与防止（以下、マネロン等防止）が喫緊の経営課題との認識のもと、マネロン等防止の基本方針や組織体制を規定した「マネー・ローダリング防止およびテロ資金供与防止に関する規定」を定め、金融犯罪対策委員会を原則毎月開催するなど、マネロン等防止態勢の強化と実効性向上に取り組んでおります。

(2) リスク管理体制

「リスク管理に関する基本方針」において、リスク統括部を全行的なリスクの管理部署と定義し、管理すべきリスクの種類を規定しており、リスク統括部はリスク管理関連部と連携して、当行全体のリスクの把握と管理に努めています。また、取締役会はリスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに、主要なリスクの状況について定期的に報告を受けております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しており、必要に応じて、臨時に開催しております。また、タブレット端末の活用により、取締役会資料を事前配付し、十分な審議を行うための事前準備に要する時間を確保するなど、取締役へのサポート体制の充実に努めております。

当事業年度も、全取締役並びに全監査役を対象にしたアンケート調査結果をもとに、取締役会全体の実効性の分析・評価を実施し、取締役会の機能向上に向けて継続的に取り組んでおります。

また、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」並びに「報酬諮問委員会」を適切に運営しております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、当行およびグループ会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、常務会やグループ経営会議等の行内会議に出席し、意見を述べる機会を確保しております。また、監査役会直属の監査役室に監査役スタッフを配置しております。

当事業年度も、代表取締役と監査役との年2回の定期的な意見交換や、社外取締役と監査役との年4回の定期的な意見交換に加え、代表取締役を含む業務執行取締役と常勤監査役との意見交換を継続的に実施するなど、意思疎通に努めることで、監査役監査の実効性の確保につなげております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

■ 第135期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目			科目		
現金預け金	843,982		預金	7,050,138	
現金	65,883		当座預金	298,467	
預け金	778,099		普通預金	4,563,229	
買入金銭債権	9,113		貯蓄預金	96,654	
商品有価証券	1,722		通知預金	12,723	
商品国債	248		定期預金	1,964,278	
商品地方債	474		定期積金	2,805	
その他の商品有価証券	999		その他の預金	111,979	
金銭の信託	4,368		譲渡性預金	191,514	
有価証券	1,798,960		売現先勘定	18,402	
国債	346,546		債券貸借取引受入担保金	91,131	
地方債	698,665		借入金	479,171	
社債	208,589		借入金	479,171	
株式	132,614		外国為替	382	
その他の証券	412,544		外国他店預り	0	
貸出金	5,602,306		売渡外国為替	305	
割引手形	29,807		未払外国為替	75	
手形貸付	109,801		社債	50,000	
証書貸付	4,925,811		信託勘定借	4,899	
当座貸越	536,885		その他負債	26,734	
外国為替	17,872		未払法人税等	839	
外国他店預け	17,814		未払費用	4,257	
買入外国為替	22		前受収益	1,777	
取立外国為替	35		給付補填備金	0	
その他資産	74,022		金融派生商品	8,181	
前払費用	76		金融商品等受入担保金	2,384	
未収収益	5,061		リース債務	796	
金融派生商品	8,214		その他の負債	8,497	
金融商品等差入担保金	1,388		役員賞与引当金	61	
その他の資産	59,281		役員退職慰労引当金	269	
有形固定資産	64,908		睡眠預金払戻損失引当金	682	
建物	17,832		ポイント引当金	140	
土地	41,359		偶発損失引当金	947	
リース資産	795		再評価に係る繰延税金負債	7,851	
建設仮勘定	1,312		支払承諾	9,790	
その他の有形固定資産	3,608		負債の部合計	7,932,116	
無形固定資産	9,631		純資産の部		
ソフトウェア	9,127		資本金	48,652	
その他の無形固定資産	503		資本剰余金	29,114	
前払年金費用	3,815		資本準備金	29,114	
繰延税金資産	2,969		利益剰余金	358,237	
支払承諾見返	9,790		利益準備金	43,548	
貸倒引当金	△ 40,278		その他利益剰余金	314,689	
			圧縮記帳積立金	1,052	
			別途積立金	287,650	
			繰越利益剰余金	25,987	
			自己株式	△ 9,309	
			株主資本合計	426,694	
			その他有価証券評価差額金	30,638	
			繰延ヘッジ損益	△ 330	
			土地再評価差額金	13,778	
			評価・換算差額等合計	44,086	
			新株予約権	287	
			純資産の部合計	471,068	
資産の部合計	8,403,185		負債及び純資産の部合計	8,403,185	

■ 第135期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		106,907
資金運用収益	74,098	
貸出金利息	57,073	
有価証券利息配当金	15,978	
コールローン利息	15	
預け金利息	128	
その他の受入利息	902	
信託報酬	36	
役務取引等収益	18,691	
受入為替手数料	4,861	
その他の役務収益	13,829	
その他業務収益	4,711	
外国為替売買益	678	
国債等債券売却益	3,717	
国債等債券償還益	39	
金融派生商品収益	275	
その他経常収益	9,369	
償却債権取立益	3	
株式等売却益	8,125	
金銭の信託運用益	14	
その他の経常収益	1,226	
経常費用		81,520
資金調達費用	6,408	
預金利息	1,336	
譲渡性預金利息	954	
コールマネー利息	0	
売現先利息	317	
債券貸借取引支払利息	351	
借用金利息	526	
社債利息	187	
金利スワップ支払利息	2,702	
その他の支払利息	31	
役務取引等費用	8,903	
支払為替手数料	820	
その他の役務費用	8,082	
その他業務費用	3,327	
商品有価証券売買損	2	
国債等債券売却損	3,295	
国債等債券償却	29	
営業経費	54,669	
その他経常費用	8,210	
貸倒引当金繰入額	3,277	
貸出金償却	9	
株式等売却損	1,861	
株式等償却	1,225	
その他の経常費用	1,836	
経常利益		25,386
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		694
固定資産処分損	212	
減損損失	482	
税引前当期純利益		24,691
法人税、住民税及び事業税	6,756	
法人税等調整額	16	
法人税等合計		6,773
当期純利益		17,918

連結計算書類

■ 第135期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
現金預け金		845,309	預金		7,040,108
買入金銭債権		9,113	譲渡性預金		164,214
商品有価証券		1,722	売現先勘定		18,402
金銭の信託		6,778	債券貸借取引受入担保金		91,131
有価証券		1,789,364	借入金		481,744
貸出金		5,543,176	外国為替		381
外国為替		17,872	社債		50,000
リース債権及びリース投資資産		58,925	信託勘定借		4,899
その他資産		93,309	その他負債		47,657
有形固定資産		68,354	役員賞与引当金		61
建物		18,095	退職給付に係る負債		10,521
土地		41,834	役員退職慰労引当金		288
リース資産		749	睡眠預金払戻損失引当金		682
建設仮勘定		1,312	ポイント引当金		140
その他の有形固定資産		6,363	偶発損失引当金		947
無形固定資産		9,760	特別法上の引当金		0
ソフトウェア		9,249	繰延税金負債		14
その他の無形固定資産		511	再評価に係る繰延税金負債		7,851
退職給付に係る資産		251	支払承諾		9,790
繰延税金資産		8,552	負債の部合計		7,928,835
支払承諾見返		9,790	純資産の部		
貸倒引当金		△ 45,418	資本金		48,652
			資本剰余金		29,581
			利益剰余金		383,452
			自己株式		△ 9,309
			株主資本合計		452,377
			その他有価証券評価差額金		31,427
			繰延ヘッジ損益		△ 330
			土地再評価差額金		13,778
			為替換算調整勘定		29
			退職給付に係る調整累計額		△ 9,541
			その他の包括利益累計額合計		35,363
			新株予約権		287
			純資産の部合計		488,028
資産の部合計		8,416,864	負債及び純資産の部合計		8,416,864

■ 第135期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		143,069
資金運用収益	74,017	
貸出金利息	56,904	
有価証券利息配当金	16,094	
コールローン利息	15	
預け金利息	99	
その他の受入利息	902	
信託報酬	36	
役務取引等収益	20,554	
その他業務収益	37,024	
その他経常収益	11,437	
償却債権取立益	4	
その他の経常収益	11,433	
経常費用		111,545
資金調達費用	6,437	
預金利息	1,348	
譲渡性預金利息	952	
コールマネー利息	0	
売現先利息	317	
債券貸借取引支払利息	351	
借入金利息	545	
社債利息	187	
その他の支払利息	2,734	
役務取引等費用	8,131	
その他業務費用	31,821	
営業経費	56,438	
その他経常費用	8,716	
貸倒引当金繰入額	3,679	
その他の経常費用	5,036	
経常利益		31,523
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		694
固定資産処分損	212	
減損損失	482	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		30,829
法人税、住民税及び事業税	8,392	
法人税等調整額	76	
法人税等合計		8,469
当期純利益		22,360
非支配株主に帰属する当期純利益		79
親会社株主に帰属する当期純利益		22,280

■ 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 輝朗 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵美 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

2020年5月7日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社に赴き調査をいたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 群馬銀行 監査役会	
常勤監査役 中村 修輔	㊟
常勤監査役 渡辺 紀幸	㊟
社外監査役 福島 金夫	㊟
社外監査役 田中 誠	㊟

「群馬銀行グループSDGs宣言」



群馬銀行グループSDGs宣言

(GB Sustainability Policy 2030)

私たちは、地域社会の発展を常に考えた事業活動の推進を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めてまいります。

<重点課題と取組方針>

1. 地域経済の持続的発展

- 地域の事業者の皆さまの成長支援や、地域活性化に向けた取組みを充実させるとともに、お客さまの多様なニーズに応じた金融サービスの提供により、地域経済の持続的な発展をサポートします。
- 次世代の担い手を育成するための多様な教育機会の提供・拡充に努めるとともに、地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けて、金融経済教育の充実に取り組みます。



2. 地球環境の保全と創造

- 群馬銀行環境方針に基づき、環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまを支援するとともに、私たちの事業における環境負荷の低減に取り組みます。



3. 多様な人材の活躍推進

- 女性や若年層、シニア層などすべての職員が生き生きと活躍できる職場づくりに向けて、役職員の多様性を高め、その活躍に向けた育成や柔軟な働き方の実現に取り組みます。



4. パートナーシップの推進

- 地方公共団体や法人、個人のお客さまなどのパートナーシップにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。



※ 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」で掲げられた17の目標（ゴール）。

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略。

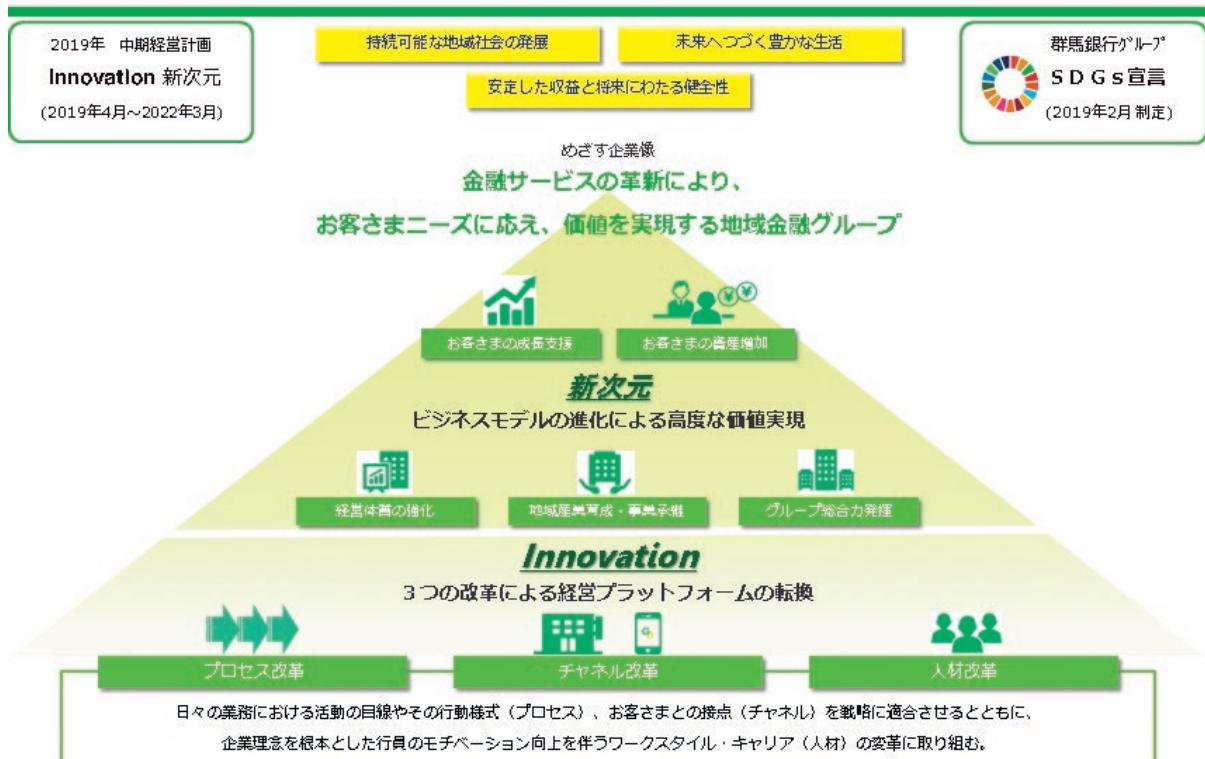
SDGsでは、2030年までに貧困や飢餓撲滅、ジェンダー平等などの社会的課題や環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくことをめざしている。



(ご参考)

2019年 中期経営計画「Innovation 新次元」～価値実現へ向けて～

●計画の骨子



●計画最終年度（2022年3月期）における連結計数目標

収益性指標	親会社株主に帰属する当期純利益	240億円	効率性指標	OHR	65%程度
	非金利業務利益 ^{※1}	200億円	健全性指標	総自己資本比率	12%台
	RORA ^{※2}	0.5%以上			

※1 非金利業務利益：役員取引等利益とその他業務利益（債券関係損益を除く）の合計額

※2 RORA：リスクアセットに対する利益の割合であり、リスクに対する収益性を表す

RORA＝親会社株主に帰属する当期純利益／リスクアセット

○2019年10月～2020年3月の取組みをご紹介します。

トピックス

■ 桐生支店のグランドオープン

2020年3月

3月16日、桐生支店がグランドオープンしました。また、同時に、桐生南支店をランチ・イン・ブランチ方式で統合しました。昨年8月に完成し営業を開始している新店舗は、桐生の景観にふさわしいレンガ調素材を取り入れた外観が特徴です。

また、桐生市に賃貸する別棟には、市職員が常駐し観光案内等を行う「桐生市観光センター『シルフル桐生』」や、桐生市創業の株式会社ホットランドが運営する飲食店「銀だこマキコレワイン酒場」がオープンしました。桐生市や地元企業と連携し地域活性化に貢献する全国的にも珍しい取組みです。



外観



セレモニー

■ 地方銀行初の「グリーンボンド」発行

2019年11月

再生可能エネルギー関連施設の設置や省エネ基準を満たした建物の建設など、環境の向上に役立つ事業に対する融資等に充当する「グリーンボンド」を発行しました。地方銀行によるグリーンボンド発行は国内初です。

この取組みが評価され、1月には環境金融研究機構主催「第5回サステナブルファイナンス大賞」の地域金融賞を、2月には環境省主催「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」のボンド部門銅賞を受賞しました。



「サステナブルファイナンス大賞」表彰式

■ 新型コロナウイルスへの対応

2020年2月～

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けているお客さまからのご相談にきめ細やかに対応するため、さまざまな取組みを行っています。

2月5日（水）に融資窓口のある営業店113か店に「資金繰り相談窓口」を設置し、3月14日（土）にはフリーダイヤルによる「休日電話相談窓口」を設置しました。

また、支店長および担当者がお客さまを訪問し面談を実施しています。新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響の状況を確認するとともに、当面の資金繰りやご返済条件の変更など相談に対応しています。



相談窓口

■ 県内3信用金庫との「M&Aに係る業務提携契約」締結

2020年3月

高崎信用金庫、桐生信用金庫、しのもめ信用金庫と「M&Aに係る業務提携契約」を締結しました。

本提携は、各々が持つ機能およびノウハウを活用して、取引・関与している中小企業等のM&Aに関するニーズを充足し、中小企業等の健全なる存続と発展に寄与することを目的としています。

今後も、中小企業等の事業承継課題解決支援を加速し、地域経済活性化に貢献してまいります。

地域社会への貢献

■ 当行バレーボール部「群馬銀行グリーンウイングス」V2リーグ初優勝

2020年2月

バレーボールのVリーグ女子2部（V2）に参戦している「群馬銀行グリーンウイングス」は、2019/20シーズンを18勝3敗の好成績でV2リーグ初優勝を飾りました。

その後行われたV1チームとの入替戦では惜しくも敗れ、悲願のV1昇格は持越しとなりましたが大健闘を見せてくれました。

今後もこのVリーグのほか国体への出場をめざして活動していくとともに、バレーボール教室などを通して地域社会への貢献活動も積極的に行ってまいります。



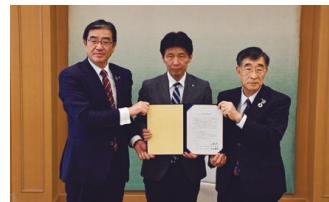
優勝記念セレモニー

■ 「ぐんまの未来共創宣言」への署名

2020年3月

群馬県、東和銀行と共に、「ぐんまの未来共創宣言」に署名しました。

本宣言は、当行と群馬県、東和銀行の3者で、ぐんまの未来を共に創り出していくために、相互に協力して「交流人口の増加」、「女性・若者の活躍」、「スタートアップ企業の支援」など幅広い項目に取り組んでいくことを目的としております。



署名式

■ 金融経済教育への取組み

2019年12月

高校生が楽しみながら金融経済に触れ、金融知力を身につける機会を提供するため全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」群馬大会を開催しています。

群馬県では8回目となる今回は25チーム50名が参加しました。筆記と早押しクイズの合計点上位6チームが決勝へ進み、知識と戦略を競うボードクイズを制した中央中等教育学校「GYM」が優勝に輝きました。



エコノミクス甲子園群馬大会

■ 公益財団法人群馬銀行環境財団の活動

2019年11月、2020年3月

快適で健全な環境の整備向上をめざして設立した公益財団法人群馬銀行環境財団では、啓発活動や助成活動に取り組んでいます。

2019年11月、群馬県内の小・中学校や高等学校の中から環境改善や保全について実践的で優れた活動を行った14校を「群馬銀行環境財団教育賞」として表彰しました。また、2020年3月には、自然環境の保全活動や調査研究に優れた業績をあげた7団体を「群馬銀行環境財団賞」として表彰しました。



環境財団賞受賞者の皆さん

2019年4月～9月の取組みについては「第135期営業の中間ご報告」（2019年12月発行）をご覧ください。

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店3階大会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



所在地： **JR東日本**
新前橋駅西口 徒歩約**15**分 → **群馬県前橋市**
元総社町194番地

電話： **027-252-1111** (大代表)
お車でのお越しの際は、当行本店南側にある駐車場をご利用ください。

会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段またはエレベーターをご利用ください。

